

# 子育て応援とうきょう パスポート事業

が始まりました

都では、企業や店舗等が善意により、中学生以下の子供がいる家庭や妊婦の方に対し、調乳用のお湯の提供や商品の割引など、さまざまなサービスを提供する「子育て応援とうきょうパスポート事業」を平成28年10月より開始しました。事業開始に伴い、区で実施している「たうきょうすくすく手形事業」は、平成29年9月末までに終了します。

「たうきょうすくすく手形」の協賛店舗には、8月末までに区が移行希望調査を実施し、移行希望のあった協賛店舗については、区で「子育て応援とうきょうパスポート」協賛店舗への一括移行手続きを行いました。

引き続き、都では「子育て応援とうきょうパスポート」協賛店舗を募集していきますので、是非ご登録ください。

※協賛店舗の検索や協賛店舗への登録方法など、詳しくは「子育て応援とうきょうパスポート運営サイト」(<http://kosodate.pass.metro.tokyo.jp/>)をご覧ください。か、左記までお問い合わせください。



## ▽問合せ

子育て応援とうきょうパスポート事業全般については、東京都福祉保健局計画課 子育て応援事業担当

☎ (53320) 4115

パスポートの交付、およびたいとうすくすく手形の利用については、

台東区子育て・若者支援課

☎ (5246) 1237

たいとうすくすく手形の協賛店については、

台東区産業振興課

☎ (5246) 1142

# 我が社の

## 環境経営推進事業

区内の中小規模事業所向けに省エネに関する各種支援制度を実施しています。

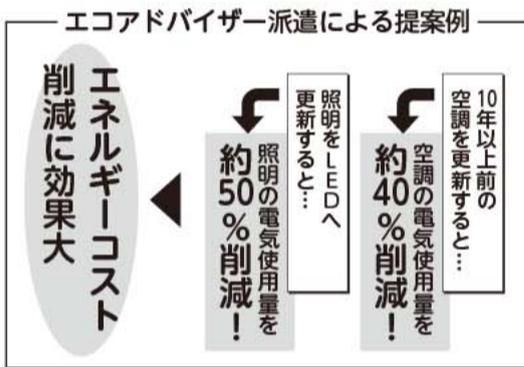
省エネはコスト削減等の経営改善に役立つ有効な手段の一つです。

ぜひご利用ください。

### 省エネ専門家派遣制度

#### ①エコアドバイザー派遣

区内の事業所へエコアドバイザーを派遣し、経営改善につながる設備の更新や運用改善などの省エネに関するアドバイスをいたします。



### ★助成金制度もあります！

省エネ診断等により認められた機器：導入費用（税抜）の20% 上限30万円

※エコアドバイザー派遣やその他の

官公庁が実施する省エネルギー

診断を受けることが条件です。

※空調や照明以外にも、冷蔵庫、

食洗機などの厨房機器なども対

象になります。まずはご相談ください。

#### ②ソーラー診断

台東区内の事業所等へソーラー診断士を派遣し、太陽光発電システムの設置の適否や、導入による費用対効果等に関する提案を行います。導入をお考えの方はぜひご利用ください。

### ★太陽光発電システムの助成金も

あります！

1kwあたり5万円 上限50万円

※その他、窓・外壁等の遮熱・断熱

熱改修、雨水貯留槽、高反射率塗料、

屋上・壁面・地先・駐車場緑化の助成金もあります。詳

しくはお問い合わせください。

【省エネ専門家派遣や助成金に関する

お問い合わせ】

台東区環境課

☎ (5246) 1281

FAX (5246) 1159

東京ソーラー屋根台帳も

ご利用ください！

東京ソーラー屋根台帳とは、東

都が作成した、建物ごとに太陽光

電等への適合度を地図上で色分けし、

分かりやすく示したWEBマップで

す。まずはあなたの事業所が太陽光

発電等設置に適しているか確認して

みましょう。

【ソーラー屋根台帳に関する問合せ】

TOKYO太陽エネルギー相談室

☎ (5990) 5066

※ソーラー屋根台帳の詳細は

<http://www.tokysolar.jp>

へアクセス

## 実践経営勉強会のお知らせ

台東区中小企業診断士会では、区内中小企業経営者及び従業員の方を対象に毎月勉強会を開催しております。12月以降の開催予定は下記のとおりです。お気軽にご参加ください。

- ▷場所 台東区施設等を予定。(お申込みいただいた方に開催場所をご連絡いたします。)
- ▷時間 午後6時30分～8時30分(各回とも)
- ▷費用 1,000円(資料代)

12月14日(水)	「今そこにある危機！平常時からの危機管理」 講師：水谷 幸一(中小企業診断士)
1月11日(水)	「不正発生のメカニズムと不正防止のためのトライアングル」 講師：南谷 忠義(中小企業診断士)
2月8日(水)	「経営者が知っておくべき最先端医療の現状」 講師：高橋 邦雄(中小企業診断士・税理士)
3月8日(水)	「ブルーオーシャンが見つかる！差別化された新製品開発」 講師：櫻田 登紀子(中小企業診断士)

▷申込先 小黑 光司  
☎/FAX (3851) 3660 E-mail oguro@mqb.biglobe.ne.jp

## 区の資源回収をご利用の事業者の方へ 会社やお店から出る資源は有料です！

会社やお店から出る資源は、本来事業者自らの責任で処理することが法律で定められています。区では、少量の事業系資源に限り、「有料ごみ処理券」を貼ったうえで資源回収日に出すことができます。有料ごみ処理券の目安については、台東区ホームページ「事業者の資源の出し方」をご覧ください。適正な分け方と出し方にご協力をお願いいたします。

▽問合せ  
台東区 清掃リサイクル課  
☎ (5246) 1291

